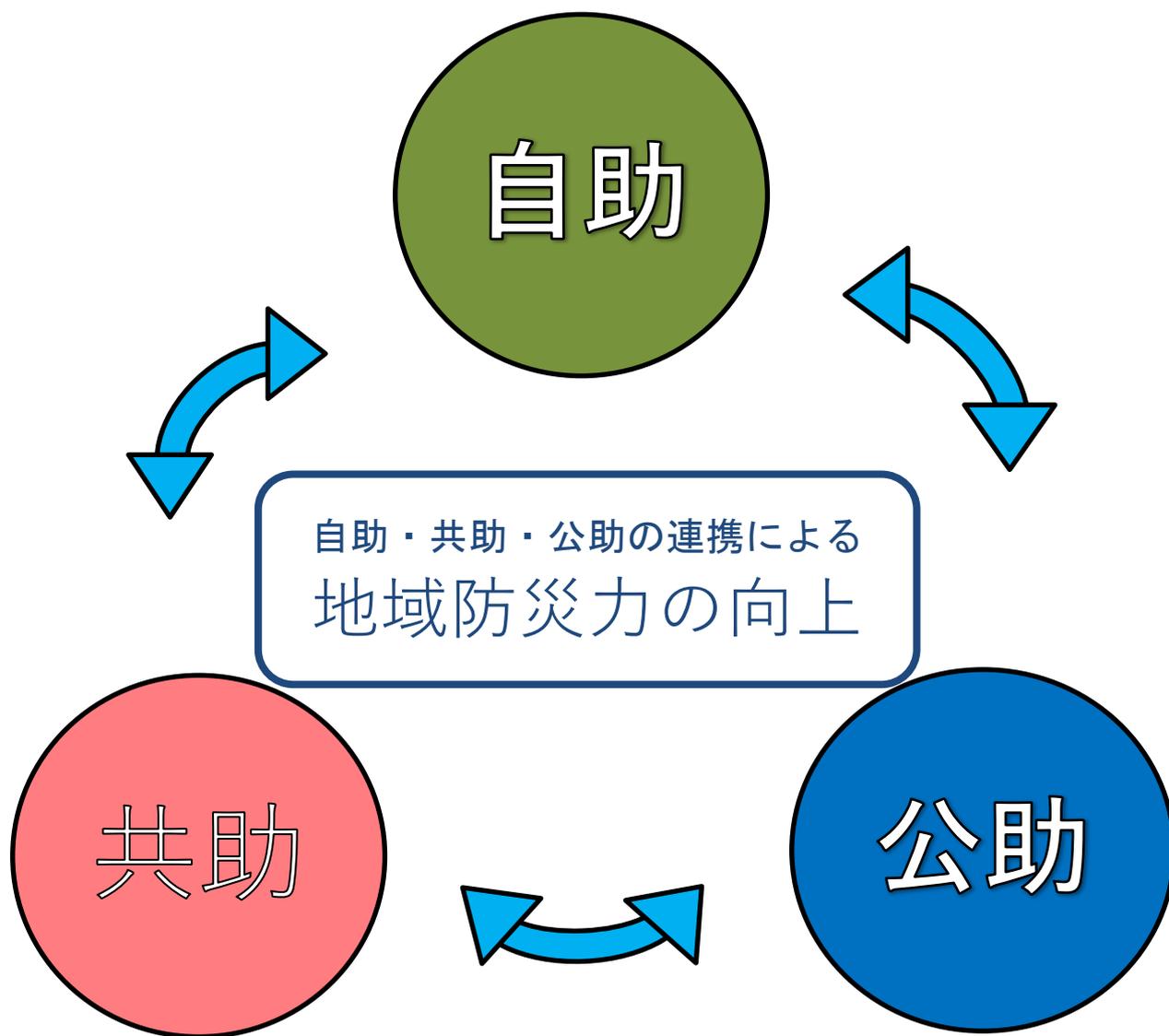


一宮町地域防災計画

概要版



令和5年3月
一宮町防災会議

目 次

◆ 一宮町地域防災計画とは.....	1
1 計画の目的・位置づけ.....	1
2 計画の基本方針.....	2
3 計画の構成と内容.....	3
◆ 災害に備える活動.....	4
1 情報収集・連絡体制.....	4
2 建築物の耐震化等の推進.....	4
3 避難場所などの指定.....	5
4 交通対策と緊急輸送.....	6
5 災害備蓄の推進.....	7
6 防災訓練・救急訓練.....	8
◆ 地域での自主防災活動の推進.....	9
1 要配慮者の支援体制.....	9
2 自主防災組織の整備・充実.....	11
◆ 災害が発生したときの活動.....	12
1 町の緊急配備体制.....	12
2 情報伝達・広報活動.....	14
3 避難活動.....	18
4 消火・救助・医療活動.....	20
5 災害ボランティア.....	20
6 被災者への生活支援.....	21
7 災害復旧・復興.....	21

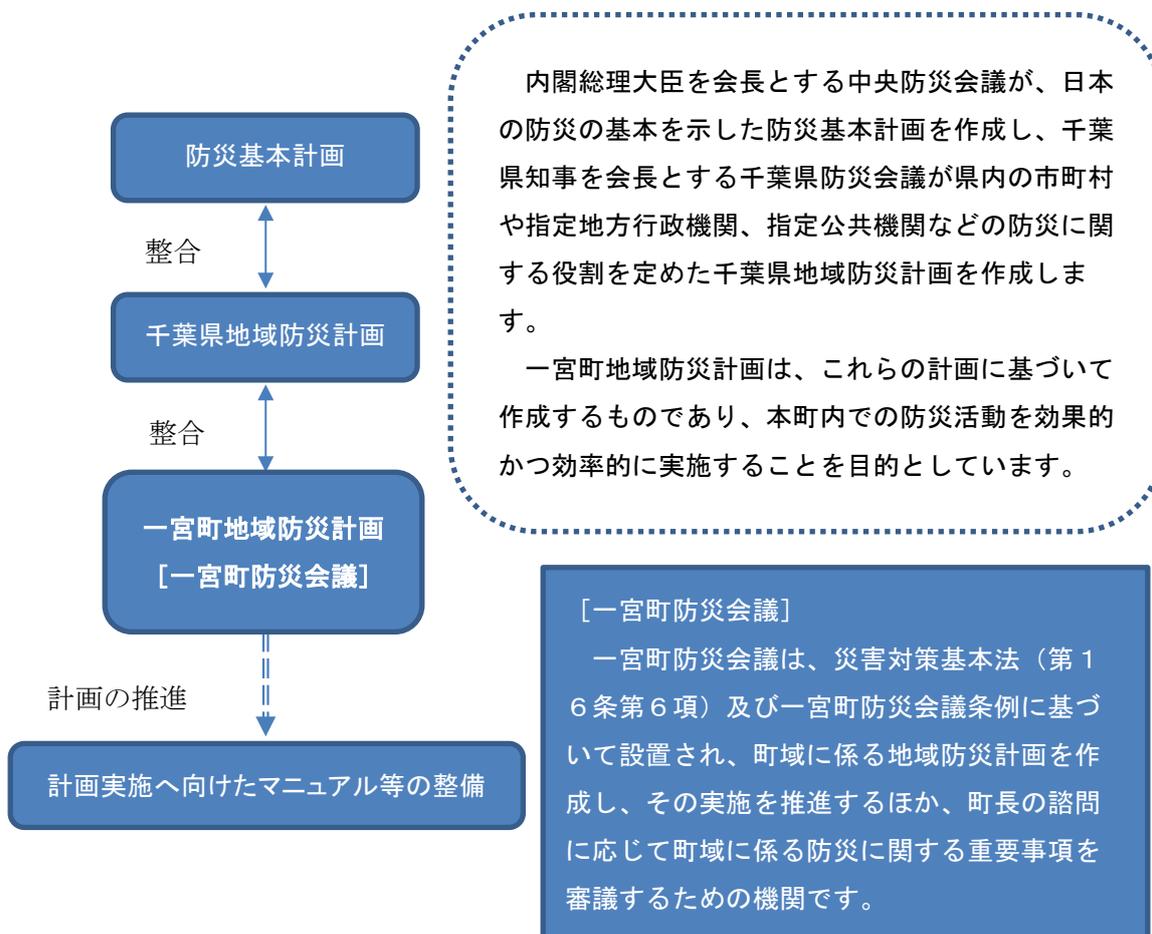
◆ 一宮町地域防災計画とは

1 計画の目的・位置づけ

この計画は、地震や津波、風水害などの自然災害や放射性物質事故や海難事故など大規模な事故から、住民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、災害対策基本法に基づいて一宮町防災会議が作成する計画です。

平成 23 年 3 月の東日本大震災以降も、熊本地震や北海道胆振東部地震、また、平成 30 年 7 月豪雨や千葉県にも甚大な被害を及ぼした令和元年房総半島台風など、これまで想定していた規模を上回る災害が頻発している状況を受け、改めて住民が安心安全に暮らせる災害に強いまちづくりを目指し、地域防災力の向上や津波対策の強化・推進などを重点的に修正し、防災対策の充実を図ります。

地域防災計画には、防災対策における基本方針のほか、町、県、国、その他関係機関、住民、事業所等の役割分担を示してあります。



2 計画の基本方針

地域防災計画は、町の防災行政をつかさどる総合的かつ基本的な計画であり、計画には以下の基本方針を掲げています。

(1) 減災を重視した防災対策の方向性

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることを認識した上で、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災対策の基本とします。また、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視するとともに、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、「国土強靱化地域合同計画」との整合を図りながら、様々な対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめていくものとします。

(2) 地域防災力の向上

「自らの命は自ら守る」とする“**自助**”の取り組みの強化を図り、そのため、家庭や地域等と連携し、幼少期からの防災教育の充実に努めるとともに、災害教訓を伝承し、防災意識の向上に努めます。

また、少子高齢化や核家族化が進む中、「自分たちの地域は地域みんなで守る」といった“**共助**”の考え方の重要性を再認識し、自主防災組織の機能強化や、共助の中核となる防災士等の人材を育成するなどの取り組みを行います。

このような取り組みの強化と併せ、町や消防署をはじめとする防災関係機関においても、“**公助**”の強化を図り、地震・津波や風水害などの様々な災害において、また、予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、“**自助・共助・公助**”が一体となって、町内全域の防災力の向上を図ります。

(3) 要配慮者及び男女共同参画の視点

高齢化の進展により、今後更なる対策の充実が求められているところであり、地域一体となった対策の強化に努めるとともに、大規模災害に際しての予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、要配慮者の視点に立った対策を講じます。

また、被災時における男女のニーズの違いなど、男女双方の視点に配慮した災害対策を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図ります。

(4) 計画に基づく施策の推進及び見直し

本計画策定後も、定期的に点検・検証を行い、実効性のある計画とするため、千葉県地域防災計画や各関係機関が策定する防災業務計画との整合性を図り、必要な見直しを随時行います。

3 計画の構成と内容

第1編 総則	計画全般にわたる理念・基本方針を示すとともに、災害種別ごとの総則で示されていた事項を共通事項として定めています。
第2編 地震・津波編	一宮町地域防災計画の基本となる編として位置づけ、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧・復興計画について定めます。また、法令に基づき「南海トラフ地震防災対策推進計画」「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画」を定めます。
地震・津波編附編	東海地震に係る警戒宣言が発令された場合における社会的混乱の発生を防止するための取り組みを定めています。
第3編 風水害等編	集中豪雨や台風などに起因する風水害等による被害を軽減し、住民を守るため、第2編 地震・津波編を基本としつつ、平時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧対策について定めています。
第4編 大規模事故編	各種大規模事故災害への対策を種別ごとに分類し、大規模火災等、公共交通等事故、放射性物質事故など、大規模な事故災害特有の予防対策や応急対策について定めています。

各編では災害種別に応じて、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧・復興計画に分け、それぞれ対策の推進を図っています。

1 災害予防計画	被害を防止・軽減するために、平常時に行う様々な備えを記載
2 災害応急対策計画	災害が発生したときの防災体制や被災者への対策を記載
3 災害復旧・復興計画	被災施設や被災者生活の復旧・支援対策、町の復興対策を記載

なお、この計画は、防災に関する基本的事項を示しているものであり、各機関はこれに基づくマニュアル等を作成し、その具体的推進に努めていくこととします。



◆ 災害に備える活動

1 情報収集・連絡体制

大規模災害時における住民等への情報提供や被害情報等の収集・伝達手段として、町防災行政無線等のデジタル化整備・拡充に努めます。また、更に確実な情報伝達の手段として、戸別受信機や防災アプリ、防災メールの普及も推進します。

その他、避難地における情報伝達の手段として、また、被害状況の収集のため、デジタル簡易無線等の携帯型無線機並びに避難所の通信設備の整備を進めるとともに、広報車、防災車、サイレン、防災メール、衛星携帯電話、衛星通信等の多様な通信手段の整備拡充に努めます。

情報伝達手段の確立

町から発信される防災情報は、防災行政無線の屋外スピーカーや家庭用の戸別受信機のほか、スマートフォンや携帯でいつでもどこでも情報を取得することができます。

- ①全国避難所ガイド（防災アプリ）：防災行政無線の放送内容をプッシュ通知で配信
- ②一宮町安全・安心メール：緊急情報をはじめ、防災・防犯情報をメールで送信
- ③町ホームページ・Twitter・Facebook：防災行政無線の放送と同時に情報を配信
- ④電話応答サービス：録音された防災行政無線の放送内容を電話で確認

2 建築物の耐震化等の推進

市街地の中には、道路、公園等の都市基盤の整備が不足し、かつ、老朽建築物が多い木造密集市街地が相当数存在しているため、建築物の倒壊等の集中的被害が生じるおそれがあり、これらの地域においては、建築基準法の耐震基準に適合しない既存建築物、ブロック塀や落下物などについて、地震に対する安全性の向上を図る必要があります。

町は、県の支援のもと、建築物の倒壊等の集中的被害を防ぐため、面的な都市基盤施設の整備と併せて、建物の更新などが図られる土地区画整理事業、市街地再開発事業等により、防災上安全性の高い市街地形成の推進を図ります。

阪神・淡路大震災においては、昭和56年以前に建築された比較的古い建築物に大きな被害が集中しました。現行の建築基準法に規定される耐震基準に適合しない既存建築物の地震に対する安全性の向上を図るため、「一宮町耐震改修促進計画」に基づき、計画的かつ総合的に町内全域の既存建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図っていきます。

3 避難場所などの指定

町では、次のように避難場所・避難所（福祉避難所）を指定しています。

町が作成しているハザードマップなどで自宅周辺の避難所・避難場所を確認し、日頃から地域や家庭でいざという時の避難について話し合っておきましょう。

施設名	指定一般避難所	指定福祉避難所	指定緊急避難場所	対象とする異常な現象の種類※						
				洪水	土砂災害	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫
一宮小学校	◎		◎	●	●	●	●	●	●	●
振武館	◎		◎	●	●	●	●	●	●	●
一宮中学校	◎		◎	●	●	●	●	●	●	●
GSSセンター	◎		◎	●	●	●	●	●	●	●
中央公民館	◎		◎	●	●	●			●	●
東浪見小学校	◎		◎	●	●	●	●		●	●
保健センター	◎	◎		●	●	●	●	●	●	●
アジュール一宮			◎					●		
一宮館			◎					●		
東京電子健保上総一宮海浜保養所			◎					●		
ホテルくじゅうくり			◎					●		
ホテル一宮シーサイドオーツカ			◎					●		
クレメンティア A&N			◎					●		
リブコースト一宮			◎					●		
グランドビュー・一宮			◎					●		
綱田集会所			◎					●		
一の宮カントリー倶楽部			◎					●		
遍照寺境内			◎					●		
本給望洋公園			◎					●		

施設名	指定一般避難所	指定福祉避難所	指定緊急避難場所	対象とする異常な現象の種類※						
				洪水	土砂災害	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫
玉前神社境内			◎					●		
観明寺境内			◎					●		
一宮商業高校グラウンド			◎					●		
船頭給県営住宅 4 階以上			◎					●		
伊勢化学工業(株)一宮工場本事務所			◎					●		
八積小学校			◎					●		
一宮町役場 4 階以上			◎					●		
愛光保育園屋上			◎					●		
一宮喜楽園屋上			◎					●		
釣ヶ崎グランピングリゾート頂上プール			◎					●		

※指定緊急避難場所の対象とする異常な現象の種類を「●」で表示

4 交通対策と緊急輸送

大規模な地震が発生したときなどは、災害時の緊急車両の通行を確保するため、道路や橋の被害を早急に把握して、緊急輸送道路等の重要な路線から順次復旧を行うほか、一般車両の通行が制限される場合があります。車両の運転者は、速やかに車両を通行禁止区域又は区間以外の場所へ移動してください。

【緊急輸送指定道路（各路線町内全域）】

緊急輸送道路（県指定）	(第1次路線) 一般国道 128 号 (第2次路線) 主要地方道飯岡一宮線
緊急輸送路以外の市町村間を結ぶ主要幹線道路	県道 148 号南総一宮線 県道 150 号大多喜一宮線 県道 152 号一宮椎木長者線 県道 274 号松丸一宮線 県道 228 号一宮停車場線

5 災害備蓄の推進

大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、避難を余儀なくされる方々のために、非常用食料や生活物資と飲料水の備蓄を「物資調達・輸送調整等支援システム」等を活用し、定期的な整備更新に努めます。

また、自主防災組織等への炊き出し用機材や救助用機材等についても整備を推進していきます。

なお、備蓄物資の選定に際しては、地域特性、要配慮者、女性の避難生活等に配慮するとともに、被災者に物資を迅速に提供するため、避難所への分散備蓄の推進や輸送体制の構築を図ります。

【 家庭内での備蓄 】

災害発生当初などは、町だけでは食糧・物資の確保ができない場合があります。

家庭内でも、「最低3日、推奨1週間」分の水や食料、生活用品等の備蓄物資を確保することを目標として、災害に備えましょう。普段から多めに購入し、使った分だけ新しく買い足す「ローリングストック」による備蓄も有効です。



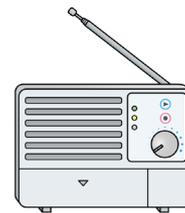
災害時の停電に備えて(防災無線は年1回電池交換を！)

町から住民の方へ貸与している防災行政無線の戸別受信機は、停電時（コンセントから電源をとれないとき）でも、乾電池で動く仕組みになっています。

そのため、乾電池を入れていない場合や乾電池の寿命が切れていた場合、停電したときに情報が入らなくなります。

機械本体に入っている乾電池の寿命は、1年が目安ですが、万一来に備え、定期的に乾電池の状態を確認し交換を行ってください。

また、いざというときに放送が聞こえないことが無いよう、ミュージックチャイムなどの定時放送を正常に受信しているかどうか日頃から確認しておきましょう。



6 防災訓練・救急訓練

町は、県、消防署・消防団、警察署、自衛隊、ライフライン機関、地域住民などと連携した防災訓練や、台風・局所的な大雨を想定した水防訓練など各種個別訓練を引き続き実施していきます。また、事業所（防火管理者）や自主防災組織等における防災訓練に対しても、町は積極的に支援していきます。

防災訓練の内容	
1 総合防災訓練	町が中心となり、消防本部、自主防災組織、ボランティア（NPO）組織、教育機関等と連携し、災害時における防災関係機関との連携や地域の防災対応能力の向上を図るための総合的な訓練
2 水防訓練	他の防災関係機関と合同して、広域洪水等を想定した訓練
3 消防訓練	町や消防関係機関が中心となり、火災、消火、地域住民による初期消火、科学消火、林野火災の防御に係る訓練
4 災害情報収集等の訓練	災害発生時の体制の確立を迅速に行うための災害情報収集、情報伝達、動員等についての訓練
5 避難等救助訓練	関係計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防護活動と併せ、又は単独で実施する訓練
6 消防大学校や県消防学校における訓練	震災時における消火活動や救急救助活動の能力向上を図るため、消防団員等への消防大学校や県消防学校での必要な教育訓練の実施の促進
7 自主防災組織、事業所等の訓練等	自主防災組織、事業所等における、自主的な総合訓練や防災センターを活用した部分訓練（町は、自主防災組織、事業所等の行う訓練に対し、必要な助言と指導を行います。）

災害時には、住民の方一人ひとりの行動が重要です。
住民の皆さんは、各種防災訓練への積極的・自主的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災会議など、防災行動の継続的な実施に努めましょう。



◆ 地域での自主防災活動の推進

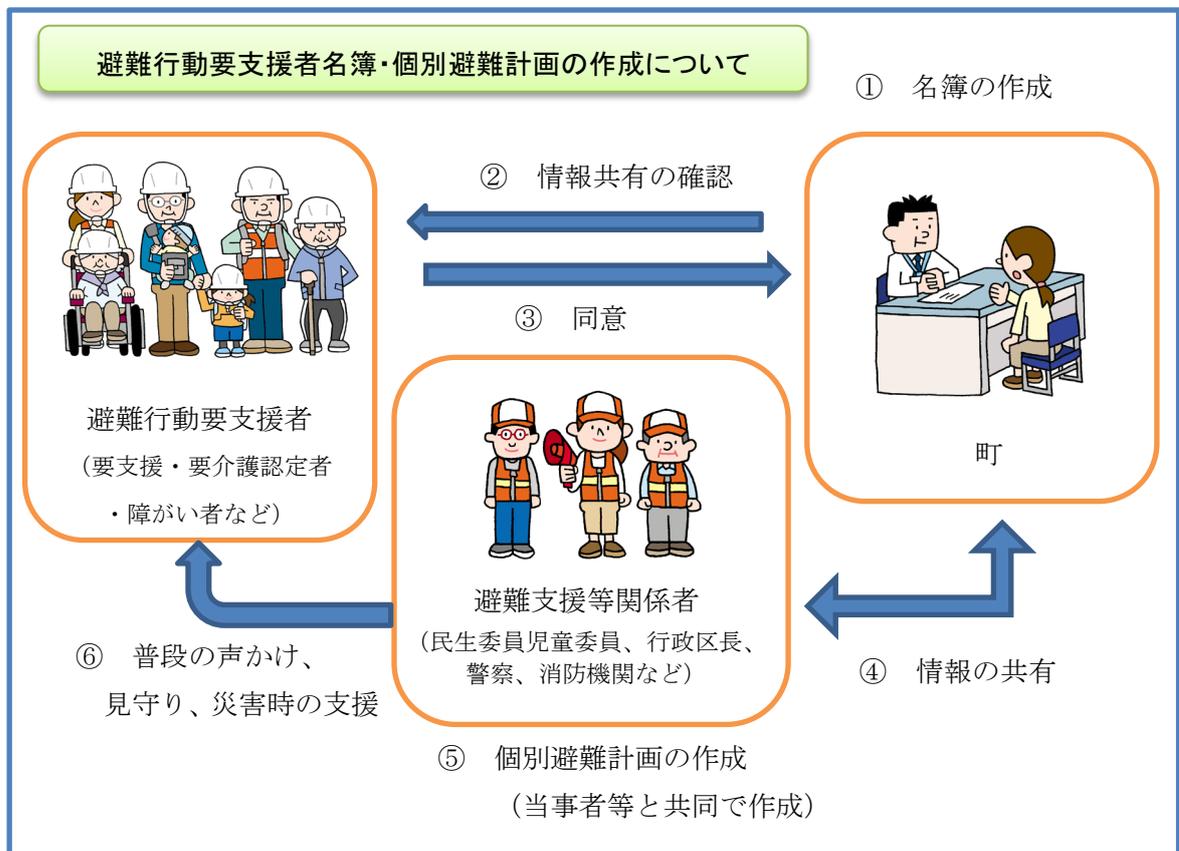
1 要配慮者の支援体制

要配慮者とは、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人など、災害時に支援が必要な方々のことです。

町は、これらの方々への避難活動、避難所生活時の支援体制の強化を図ります。

また、町内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する要配慮者（「避難行動要支援者」といいます。）の把握を行い、「避難行動要支援者名簿」を作成するとともに、個別避難計画の作成を促進します。なお、これらの情報については、避難行動要支援者の避難支援等を実施する関係機関（「避難支援等関係者」といいます。）に情報を提供することで、発災時に迅速な対応がとれるよう備えます。

さらに、防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な訓練、その他の措置に関する計画の作成を促します。



避難行動要支援者名簿とは

(1) 名簿作成の趣旨

町は、災害対策基本法の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿（避難行動要支援者名簿）を作成します。

また、「避難行動要支援者名簿」情報については、本人から拒否の意思表示がない限り平常時から消防機関、警察、社会福祉協議会、行政区長、自主防災組織等に提供し、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等、行政区等地域社会全体で避難行動要支援者を支援するための体制づくりを行います。

(2) 避難行動要支援者の範囲

本町における避難行動要支援者の範囲は、生活の基盤が自宅にある次の基準に該当する方です。また、要件から漏れた方についても、自らの命を主体的に守るため、町に対し、自ら名簿への掲載を求めることができることとなっています。

- ①介護保険法第 19 条第 1 項の規定による要支援、要介護認定者であって、独居又は高齢者世帯の者
- ②身体障害者福祉法第 15 条第 1 項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者で、その障がいの程度の等級が 1 級又は 2 級に該当する者
- ③療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けている者で障害の程度が「A」の者
- ④精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- ⑤町の生活支援を受けている難病患者
- ⑥前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(3) 情報の提供先（避難支援等関係者）

- ・長生郡市広域市町村圏組合消防本部
- ・茂原警察署
- ・町社会福祉協議会
- ・民生委員児童委員
- ・行政区（自治会）長
- ・自主防災組織
- ・社会福祉事業者
- ・その他一宮町要配慮者避難支援プランに定める団体等

(4) 避難行動要支援者名簿の適正管理

避難支援等関係者に名簿情報を提供するに当たっては、一宮町個人情報保護法施行条例の規定に留意しつつ、本人からの同意を得ることを前提に、避難支援等関係者が適正な情報管理を図ります。

また、情報を提供する避難支援等関係者に対しても、避難行動要支援者名簿の安全管理、利用・提供の制限、守秘義務などについて指導し、管理の徹底を図ります。

2 自主防災組織の整備・充実

【 自主防災組織の結成 】

災害が発生したときには、「自らの命と地域は自らで守る」との考え方により、住民及び事業所などが連携して活動することが求められます。町は、自主防災組織の育成に積極的に取り組みます。

自主防災組織とは

自主防災組織とは、災害対策基本法により「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」として、市町村がその充実に努めなければならない旨が規定されている防災組織のことです。

自主防災組織の活動

いざ災害が発生した場合に、迅速かつ安全に動くには、日頃からの訓練が必要不可欠です。地区の総会等で防災について話し合い、消火器や救出機材、備蓄品等の防災資機材を確保し、実際に防災訓練を行い、地域一体となった活動を行います。

【 自主防災組織への参加 】

平成7年の阪神・淡路大震災では、家屋の倒壊などによる生き埋めや閉じ込められた人のうち、多くは、地域住民などによって救出されています。発災直後は、防災関係機関（公助）による救助等には限界があります。このような状況の中、初期消火、避難誘導や被災者の救出・救護などの役割を担うのが、自主防災組織です。

自主防災組織は、平時から防災訓練や避難訓練を実施し、また、災害時には、隣近所の安否確認や避難の呼びかけを行うなど、地域単位で防災活動に取り組んでいます。

災害から地域を守るため、自ら進んで自主防災組織の活動に参加し、災害に強いまちづくりを目指しましょう。

平常時の主な活動	災害時の主な活動
<ul style="list-style-type: none">・ 防災訓練の実施・ 防災知識の啓発・ 災害危険箇所の巡回・点検・ 資機材購入・点検	<ul style="list-style-type: none">・ 初期消火活動・ 負傷者の救助・救護・ 避難誘導・ 情報収集



◆ 災害が発生したときの活動

1 町の緊急配備体制

災害が発生した場合、町は、災害の状況に応じて職員の緊急配備を行い、応急活動体制を確立します。

災害対策本部とは

災害対策本部とは町長を本部長とした災害対策を実施するために役場に設置される組織です。応急対策活動の配備体制については、地震・津波による基準と、大雨や台風などの風水害、大規模事故などによる基準があります。

地震・津波発生時の配備基準

○ 災害対策本部設置前(注意配備体制・警戒配備体制)

動員種別	配備基準
注意 配備 体制	①気象庁において町の震度観測点で震度を4と発表したとき。[自動配備] ②気象庁が津波予報区の千葉県九十九里・外房に津波注意報を発表し、町長が必要と認めたと き。 ③気象庁が、南海トラフ地震臨時情報(調査中)を発表したとき。[自動配備] ④内閣府・気象庁が、北海道・三陸沖後発地震注意情報を発信したとき。[自動配備]
警戒 配備 体制	①気象庁において町の震度観測点で震度を5弱と発表したとき。[自動配備] ②緊急地震速報によりJ-A L E R Tの放送が行われたとき(震度5弱)。[自動配備] ③気象庁が東海地震注意情報を発表したとき。[自動配備] ④気象庁が、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)を発表したとき。[自動配備] ⑤その他、町長が必要と認めたととき。

○ 災害対策本部設置後(非常配備体制)

動員種別	配備基準
非常 配備 体制	①気象庁において町の震度観測点で震度5強以上を発表したとき。[自動配備] ②緊急地震速報によりJ-A L E R Tの放送が行われたとき(震度5強以上)。[自動配備] ③気象庁が津波予報区の千葉県九十九里・外房に津波警報又は大津波警報を発表したとき。 [自動配備] ④気象庁が、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)を発表したとき。[自動配備] ⑤地震又は津波により災害が発生したとき。 ⑥内閣総理大臣が東海地震に係る警戒宣言を発表したとき。[自動配備] ⑦その他、町長が必要と認めたととき。

風水害・大規模事故発生時の配備基準

○ 災害対策本部設置前(注意配備体制・警戒配備体制)

動員種別		配備基準
注意 配備 体制	風水害	<p>次のいずれかに該当し、町長が必要と認めたとき。</p> <p>①次の警報・注意報以上が一宮町に発表され、かつ災害の発生が予想される時。</p> <p>ア 大雨注意報 イ 暴風警報</p> <p>ウ 高潮注意報（警報に切り替える可能性に言及されていないもの）</p> <p>エ 洪水注意報 オ 大雪注意報 カ 風雪注意報</p> <p>②本町が台風の暴風域に入ることが見込まれる時。</p> <p>③気象庁HPの危険度分布（キキクル）において土砂・浸水・洪水害の危険度が注意（黄色）と発表された時。</p> <p>④その他、災害の発生が予想される時。</p>
警戒 配備 体制	風水害	<p>①土砂災害警戒情報が発表された時。</p> <p>②注意配備体制を強化する必要があると町長が認めた時。</p> <p>③大雨警報（土砂災害／浸水害）、洪水警報、高潮注意報（警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの）以上が発表された時。</p> <p>④気象庁HPの危険度分布（キキクル）において土砂・浸水・洪水害の危険度が警戒（赤色）と発表された時。</p>
	大規模 事故	○対象とする大規模事故により災害が発生又は発生が予想される場合で、町長が必要と認めた時。

○ 災害対策本部設置後(非常配備体制)

動員種別		配備基準
非常 配備	風水害	○災害救助法の適用基準に達する程度の大規模な災害が発生した場合、又は、町内全域にわたり大規模な災害が発生するおそれのある場合で、本部長（町長）が必要と認めた時。
	大規模 事故	○対象とする大規模事故により重大な災害が発生し、町長が必要と認めた時。



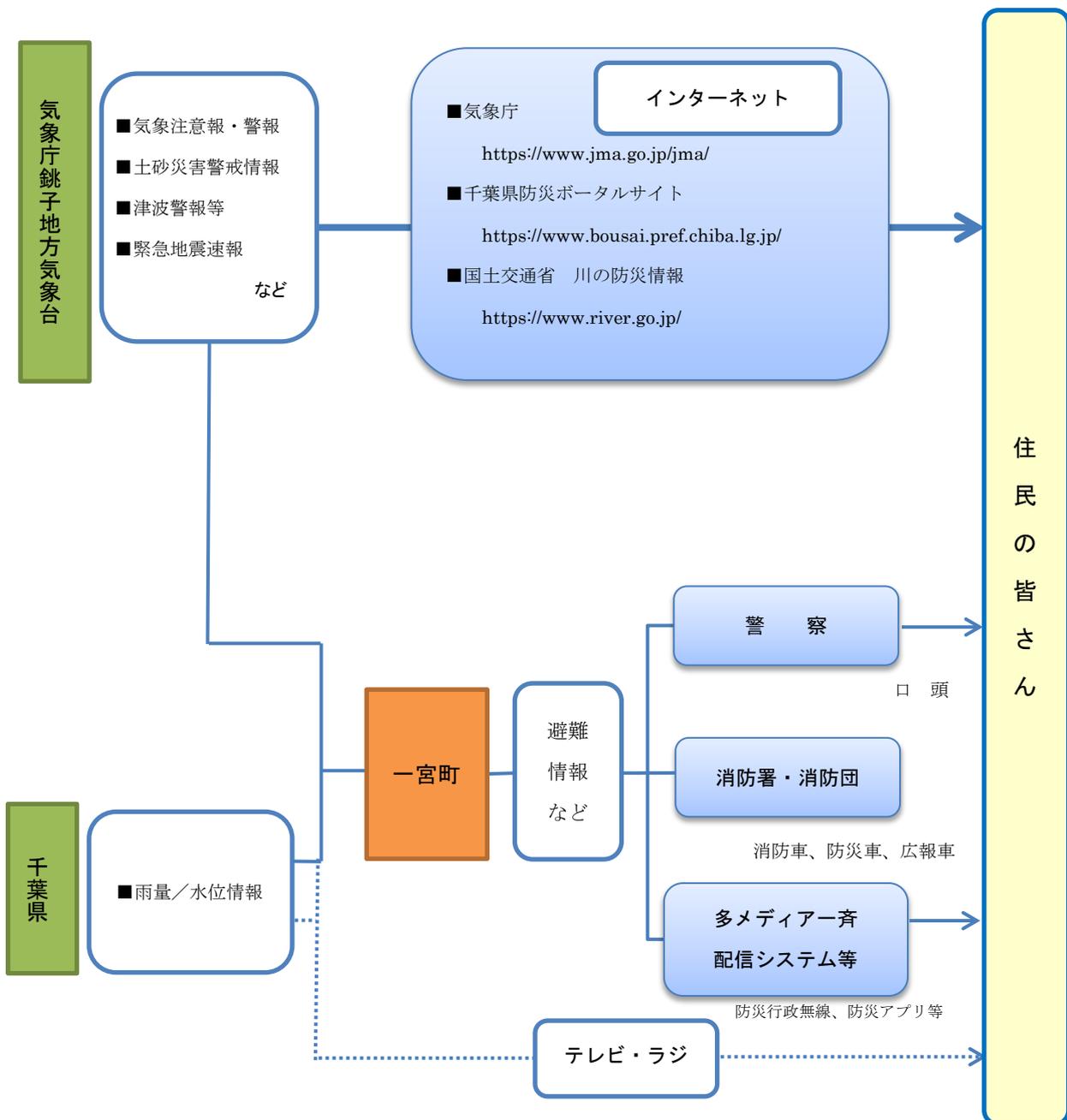
2 情報伝達・広報活動

気象、河川水位、震度などの防災情報は、災害対策を行うために重要です。町をはじめ、各防災関係機関では、情報伝達・広報活動を積極的に行っています。

【 防災情報を入手するには 】

防災情報は、各機関から以下のような経路で伝達されます。

住民の皆さんは、テレビ・ラジオ・インターネットなどを活用して情報収集を行い、災害に備えてください。



【 南海トラフ地震臨時情報や北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表について 】

南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ沿いでは、大規模地震の発生の可能性が高い状態です。また、過去の事例では、マグニチュード (M) 8.0 クラスの大規模地震が隣接する領域で時間差をおいて発生するなど周期性・連続性があることが知られています。

南海トラフ地震臨時情報は、このような南海トラフ地震の周期性や連続性に注目したもので、南海トラフ地震の発生の可能性が高まった場合に、気象庁から発表される情報です。南海トラフ地震臨時情報発表後の防災対応を行いやすくするため、「南海トラフ地震臨時情報 (調査中)」のようにキーワードを付して発表されます。

【情報の種類や発表条件】

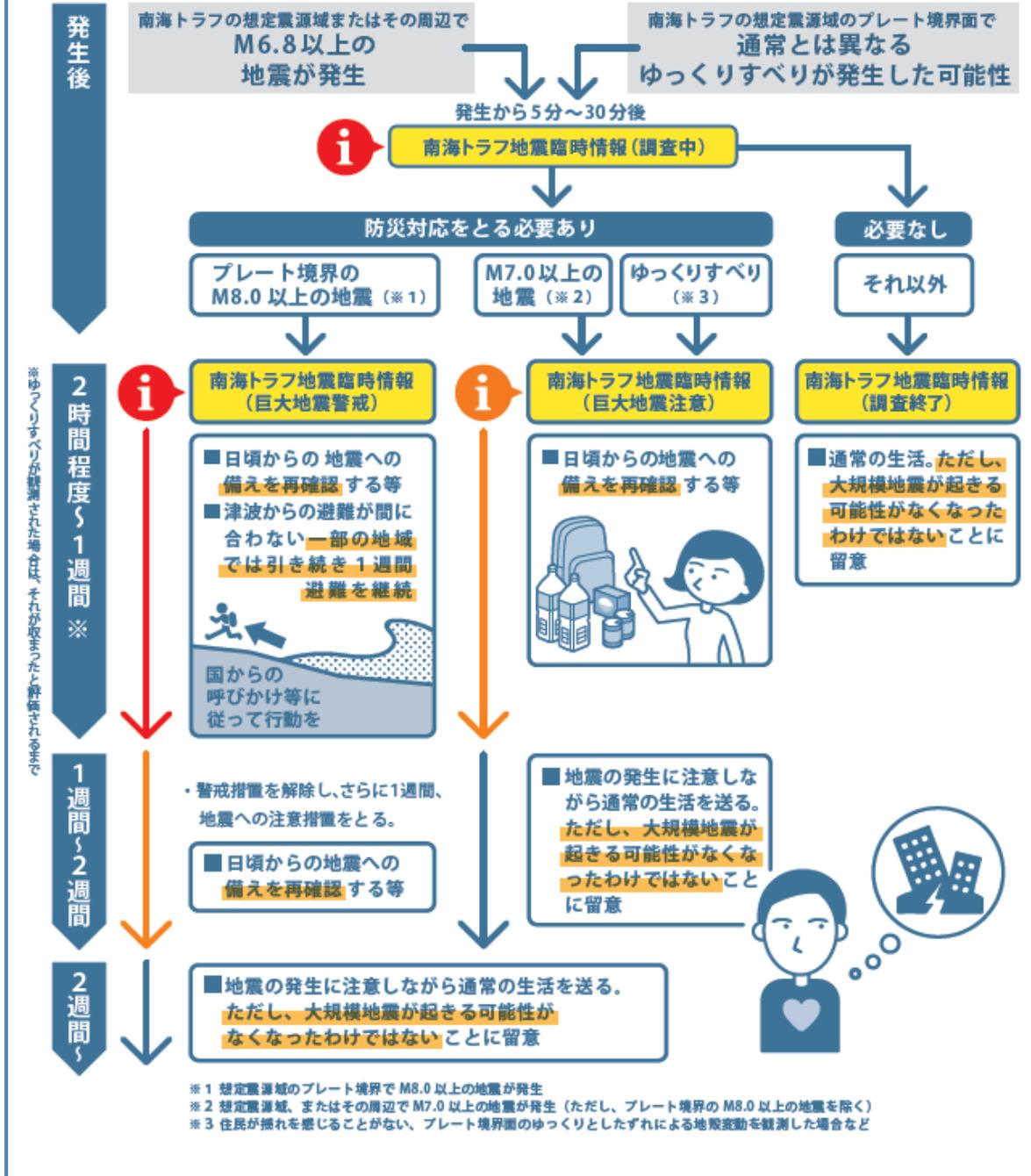
キーワード	発表条件
調査中	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を開始した場合や調査を継続している場合
巨大地震警戒	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において、M8.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において、M7.0以上、M8.0未満の地震が発生したと評価した場合 プレート境界で、通常とは異なる「ゆっくりすべり」が観測された場合
調査終了	巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない場合

日本海溝・千島海溝沿いの後発地震への注意を促す情報

日本海溝・千島海溝沿いの領域でも、マグニチュード (M) 7～9の大小様々な規模の地震が多数発生しており、2011年の東北地方太平洋沖地震など、巨大な津波を伴う地震が繰り返し発生しています。また、モーメントマグニチュード (Mw) 7クラスの地震が発生した後、数日程度の短い期間において、さらに大きなMw 8クラス以上の大規模な地震が続いて発生する事例なども確認されています。

そこで、実際に後発地震が発生する確率は低いものの、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の想定震源域と、その周辺でMw 7以上の地震が発生した場合、大地震の発生可能性が平時よりも相対的に高まっているとして、気象庁から「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表され、後発地震への注意が促されます。

南海トラフにおける異常な現象の観測から防災対応までの流れ



資料：内閣府・気象庁「南海トラフ地震 -その時の備え-」(令和元年6月)

【 要配慮者等への情報伝達 】

避難準備情報として発令される「高齢者等避難」等の情報は、要配慮者の円滑かつ迅速な避難に当たって重要な情報となります。

要配慮者の中には避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な方もいるため、避難支援等関係者をはじめ地域住民の方の協力のもと、確実な情報伝達及び早い段階での避難行動の実施を促していきます。

また、視覚・聴覚障害者、知的障害者、外国人等が二次災害を防止し、安全に避難し救助を受けられるよう、災害情報、避難指示等の広報に当たっては、緊急通報装置、FAX、手話通訳、外国語による案内、近所の人々による声掛け、ボランティア派遣等多様な手段により、必要な情報を確実に届けるよう努めます。

【 広報活動 】

住民の皆さんへの防災情報等の発信には、防災行政無線、広報車、ホームページ等を活用し、各段階（① 避難誘導段階、② 避難所設置段階、③ 避難所生活段階、④ 仮設住宅設置段階、⑤ 仮設住宅での生活開始段階等）において広報活動を行います。

また、災害発生からの時間の経過に伴い、刻々と変化していくことから、被災者の必要性に即した情報を的確に提供することを心掛けます。

【 住民相談窓口 】

災害に関する様々な申請、相談に対応するため、町役場に相談窓口を設置します。

◆ 家族・知人の安否を確認するには

大規模災害発生時は、電話がかかりにくい状況が数日続くことがあります。このような状況下では、「自分の安否を家族や知人に伝達する」ための災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板（web171）が開設されます。

このサービスを利用することにより、家族や知人の安否を確認することができます。

● 災害用伝言ダイヤルの利用方法

右記に従い災害用伝言ダイヤル（171）開設時に171にダイヤルしてください。電話番号には、それぞれ次の番号を市外局番から入力してください。

○被災地の方・・・自宅又は連絡を取りたい被災地の方の電話番号



伝言の録音方法

171にダイヤルする

「1」をダイヤル

* 電話番号（市外局番から）

伝言を録音する



伝言の再生方法

171にダイヤルする

「2」をダイヤル

* 電話番号（市外局番から）

伝言が再生される

3 避難活動

【 避難情報 】

地震・津波、台風や大雨による河川の氾濫、土砂災害等から避難するため、警報や水位情報に基づいて、町から次のような避難情報を発表します。住民の皆さんは、速やかに避難行動ができるよう備えましょう。

区分	発令される状況	居住者等がとるべき行動
高齢者等避難 【警戒レベル3】	災害のおそれあり	<p>【危険な場所から高齢者等は避難】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等*は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
避難指示 【警戒レベル4】	災害のおそれ高い	<p>【危険な場所から全員避難】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
緊急安全確保 【警戒レベル5】	災害発生又は切迫 (必ず発令される情報ではない。)	<p>【命の危険 直ちに安全確保！】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

【 避難誘導 】

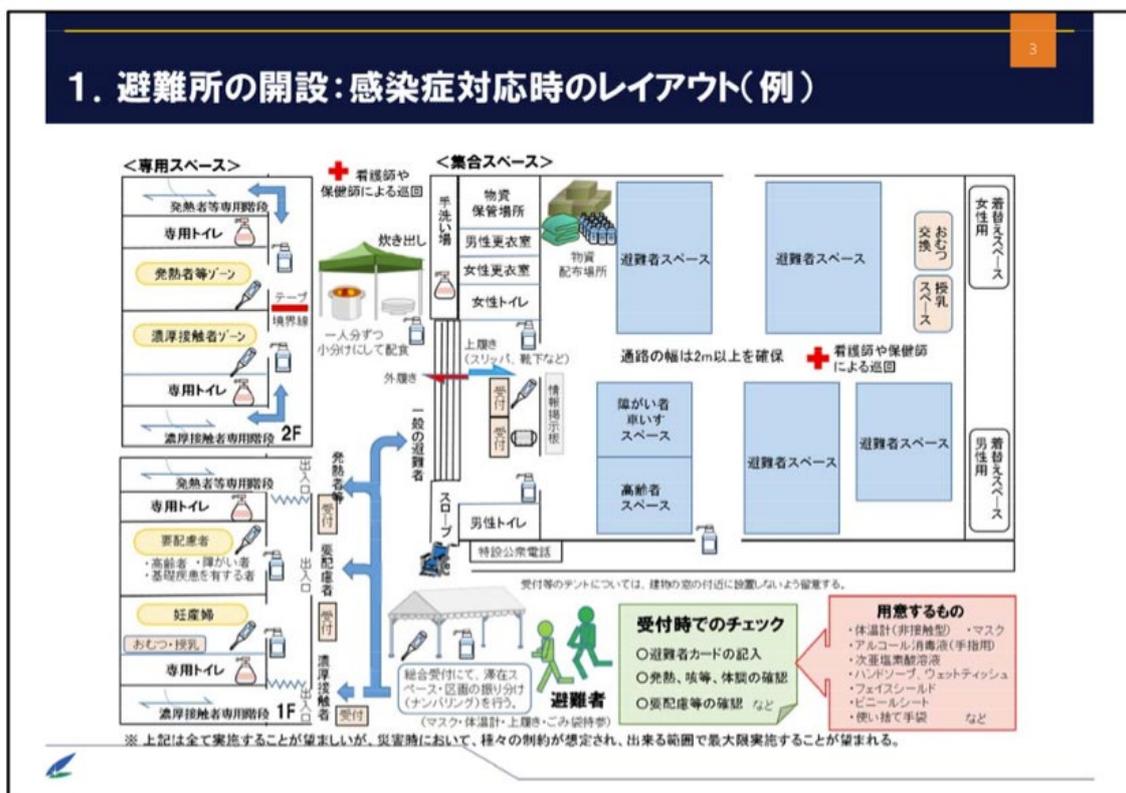
避難誘導は、行政区、自主防災組織などの協力を得ながら、あらかじめ定められた避難施設まで行くことを原則とします。その際には、地域の要配慮者などの支援を協力して行いましょう。

【 避難所の開設・運営 】

町が避難情報を発令したときは、避難所担当職員を派遣して施設運営管理者とともに避難所を開設します。

なお、避難所の運営は、住民組織が中心となった自主運営を原則とし、避難所担当職員、ボランティア等は、連携してその運営を支援（飲料水、食料、生活物資の供給のほか、仮設トイレ、ストーブなどの設備や入浴対策、衛生管理など避難生活への支援）します。

※町では、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、避難所で感染者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部署と保健福祉担当部署が連携して取り組みを進めるとともに、必要な場合は、ホテルや旅館の活用等を含めて検討し、可能な限り多くの避難所を確保するよう努めます。



資料：厚生労働省「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営のポイント」



【 要配慮者等の安全確保 】

災害時に支援を必要とする避難行動要支援者については、「避難行動要支援者名簿」や「個別避難計画」などにに基づき、災害時の避難誘導をはじめ避難生活についても考慮し、安全確保に努めます。

また、避難所等において、避難行動要支援者本人及び名簿情報を避難支援等関係者から避難所等の責任者に適正に引き継ぐなど、名簿情報を避難所生活後の生活支援に活用できるよう配慮します。

なお、避難行動要支援者の避難支援に当たっては、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命又は身体の安全を守ることが大前提となるため、避難支援等関係者等は可能な範囲で避難支援等を行うということをご理解ください。

4 消火・救助・医療活動

【 消火・救助活動 】

大地震では複数の火災が同時発生したり、倒壊した建物や崩れた土砂の下敷きになる場合も多く、消防署や消防団、警察署等防災関係機関のほか、行政区・自主防災組織、事業所、地域住民等による初期消火や救出活動も重要となります。

発災時の防災・減災活動へ協力を！

阪神・淡路大震災では、倒壊した建物から救出された人のうち、約9割が家族や隣近所により救出されたといわれています。行政区・自主防災組織、事業所等においては、応急手当や救護所へ搬送など、発災時の活動にご協力をお願いします。

【 医療活動 】

大規模な災害が発生した場合は、協議のうえ、広域医療救護所を設置し、負傷者の医療救護活動に当たります。

また、必要に応じて後方医療機関へ搬送します。



5 災害ボランティア

災害発生時には、多くのボランティアが集まり、被災地の復旧に大きな力を発揮します。

町は、社会福祉協議会と協力してボランティアセンターを設置し、活動に必要な支援を行います。

6 被災者への生活支援

飲料水の供給	水道が断水したときは、断水地区の救護所や医療機関などの重要施設を優先的に給水し、その後、断水地区に応急給水所を設置して住民への給水を行います。住民の皆さんには、家庭での飲料水の備蓄や、応急給水をうける容器等を準備しておいてください。
食料・生活必需品	災害発生当初は役場備蓄品を供給し、不足する場合は町内の流通業者などから必要量を調達するものとします。なお災害発生直後は、食料や生活用品の調達が困難となり十分な量が被災者に行き渡らないことが予想されますので、普段から家庭内備蓄に心掛けることが大切です。
衛生・防疫対策	災害時は断水で水洗トイレが使えなくなることがあります。町では、業者などから仮設トイレを調達して、避難所などに設置します。また、水害が発生したときは、浸水地域の住家の消毒を実施し、感染症の防止に努めます。
廃棄物対策	災害では、倒壊した建物のがれきや、浸水した畳や電化製品などの災害廃棄物が発生します。また、災害対応に支障をきたすがれき等は町が収集処理しますが、家屋の解体撤去は、所有者本人が行うこととなります。町は災害復旧に向けて必要な支援を行います。

7 災害復旧・復興

被災者支援	町は、災害救助法の適用による応急仮設住宅の設置、災害見舞金等の支給、生活資金の貸付、町税の減免などの被災者支援に取り組むほか、関係法による財政援助を受けて災害復旧事業を推進するなど、迅速な災害からの復旧を図り、安全・安心なまちづくりに努めます。
罹災証明書の交付	罹災証明書は、被災者生活再建支援金等の受給、町税の減免などに必要な証書です。町では、二次災害等の危険が解消した後、家屋の被害状況を調査して、被害程度を判定し、罹災証明書を発行します。

発行 令和5年3月

一宮町役場 総務課

〒299-4396 千葉県長生郡一宮町一宮2457番地

電話 0475(42)2112

FAX 0475(42)2465

